

令和4年5月 6日

市内事業所 各位

宗像市商工会
会長 吉田眞士男
(公印省略)

電子商品券「むなかた Pay」取扱加盟店募集について（ご案内）

商工会では、新型コロナウイルスの影響を受けた市内経済の活性化と事業者のIT力強化を目的として、宗像市内の加盟店で使えるプレミアム付き電子商品券「むなかた Pay」事業を下記の通り実施いたします。

つきましては、「むなかた Pay」を取り扱う加盟店を募集いたしますので、同封の書類をご確認のうえ、申し込み頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 事業概要 別紙『令和4年度むなかた Pay(プレミアム付電子商品券事業)について』
2. 申込方法 **【会 員】**
『むなかた Pay 加盟店登録申請書』を本会(本所)へご提出ください
*郵送又はFAXでも結構ですが、FAXの場合は未受信防止のため電話連絡を添えてください。
【非会員】 以下を本会(本所)へご持参ください
・『むなかた Pay 加盟店登録申請書』
・ 取扱加盟店登録料 30,000 円
3. 申込期間 令和4年5月31日(火) 必着
4. 加盟店説明会 7月中旬予定
*加盟店登録事業所へ別途案内します。なお、参加は任意です。
5. 問合せ先 宗像市商工会 09:00~16:30 TEL 0940-36-2268
*6月1日以降はコールセンターへお問い合わせください。
コールセンター TEL 0120-200-609

- ◇ 発行媒体はスマートフォンを利用して決済する電子商品券です
 - ☞ 紙の商品券は発行しません
- ◇ 一般商品券とリフォーム商品券を統合します
 - ☞ リフォーム商品券は単独で発行しません
- ◇ 大型店での使用は全店共通券に限ります
 - ☞ 詳細は別紙『令和4年度むなかた Pay(プレミアム付電子商品券事業)について』に記載
- ◇ 非会員も取扱加盟店のご登録は可能ですが、登録料と換金手数料がかかります
 - ☞ 詳細は別紙『令和4年度むなかた Pay(プレミアム付電子商品券事業)について』に記載
 - ☞ 会員加入をご検討ください

商品券事業の実施については、通常総代会での決定が前提となります。

以上

むなかた Pay 加盟店 登録申請書

新型コロナウイルス対策事業小規模事業者緊急経済支援事業

令和 年 月 日

宗像市商工会 会長 吉田眞士男 様

*いずれかに“○”を記入ください。

1.むなかた Pay 発行要綱・取扱店利用規約に同意し、加盟店の (新規登録 ・ 変更 ・ 解約) を申請します。

事業所名	担当者名	電話番号:
------	------	-------

2.ログイン情報 (担当者メールアドレスが店舗管理画面のログイン ID になります)

担当者メールアドレス (ログイン ID)	@
----------------------	---

※担当者メールアドレスをお持ちでない場合は空欄で結構です。商工会よりログイン ID をお知らせします。

3.加盟店販促グッズ 配布(無料)セット ◆QRコード2枚 ◆のぼり1枚 ◆ステッカー1シート(裏面参照)
 <実費負担にて追加をご希望場合のみ記載ください (税込価格)>

QRコード	追加	のぼり	追加	ステッカー	追加
400円	枚	700円	枚	600円	枚

4.店舗情報 **むなかた Pay アプリ「加盟店舗」に表示します(FAX 番号は非表示)**

店舗名	電話番号	-	-
	FAX 番号 *アプリ非表示	-	-
事業所所在地	〒 宗像市		
ジャンル 1つ 選択	<input type="checkbox"/> 住まい1 <input type="checkbox"/> 住まい2 <input type="checkbox"/> 住まい3 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> コンビニ・食料品 <input type="checkbox"/> 学ぶ・泊まる <input type="checkbox"/> いやし <input type="checkbox"/> 乗る <input type="checkbox"/> 暮らし <input type="checkbox"/> その他 *該当ない場合は、その他		

ジャンルイメージ

- ◆ 住まい1 (建築、造園、塗装、建材、内外装工事)
- ◆ 住まい2 (土木、左官、外構、畳、襖、建具、サッシ、瓦)
- ◆ 住まい3 (電気、ガス、水道、その他)
- ◆ 飲食店
- ◆ コンビニ・食料品
- ◆ 学ぶ・泊まる (塾・旅館・ホテル)
- ◆ いやし (理美容・レジャー・マッサージ)
- ◆ 乗る (タクシー・ガソリン・カー用品)
- ◆ 暮らし (衣料・の雑貨・化粧品・文具・本)

5.換金額の振込先

(注) 各種手数料、換金条件、締切・支払日など『むなかた Pay 取扱い加盟店規約』『むなかた Pay 発行要綱』を十分に確認ください。

金融機関名	通帳ご確認の上、ご記入ください。			支店名	
金融機関コード			左づめでご記入ください	支店コード・店番	左づめでご記入ください
フリガナ				口座種類	普通 ・ 当座
口座名義				口座番号	

ゆうちょ銀行(銀行コード9900)をご指定される場合、通帳を開いた2ページ目下段に記載の【店番】(3桁)、【口座番号】(7桁)をご記入ください。※1ページ目上段にある「番号」(8桁)は【口座番号】(7桁)ではありませんのでご注意ください。

6.取扱加盟店説明会参加希望について ※7月中旬開催予定

いずれかに“○”を記入ください	希望する	希望しない
-----------------	------	-------

【提出先】宗像市商工会 本所
 FAX 0940-36-7822

加盟店の店頭に提示する「QRコード」と店舗管理画面の「ログインパスワード」等は加盟店登録後、別途お渡します

(別表1)

「令和4年度 むなかたPay発行要綱」

宗像市商工会は以下の要綱で令和4年度むなかたPay（以下、単に「商品券」という）を発行、販売、決済および換金する。

項番	項目	内容
1	発行方式、事務委託	宗像市商工会（発行者）が、電磁的方法により記録される前払式支払手段として発行する。発行者は、株式会社まちのわに発行、販売、決済および換金事務を委任し、筑邦銀行は当該事務のうち電磁的方法による記録その他商品券の発行、販売、決済および換金にかかるシステム構築および運行をまちのわの提供する【地域通貨プラットフォーム】を利用して行う。
2	発行総額	6億コイン（コインとは発行単位の名称1コイン＝1円、プレミアム無償付与分を含む）
3	販売総額	5億コイン（プレミアム無償付与分を含まない）
4	プレミアム率	20%
5	商品券区分	券種：全店共通券、中小店専用券 使用：全店共通券は全ての取扱加盟店を対象とし、中小店専用券は大型店を除く取扱加盟店を対象とする。
6	加盟店区分	大型店：店舗面積が1,000㎡以上の小売店舗、ショッピングセンター、スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター、家電量販店に該当する業種の店舗 中小店：大型店以外の店舗
7	申込期間	【一次】市民限定【抽選方式による予約販売】 令和4年7月8日～令和4年7月27日 【二次】一般販売【先着方式による予約販売】 令和4年8月9日～令和4年9月30日 ※一般販売：市民及び市外在住者向け販売 ※【二次】は【一次】販売が完売しない場合に限り実施する
8	販売期間	【一次】市民限定【抽選方式による予約販売】 令和4年8月1日～令和4年8月7日 【二次】一般販売【先着方式による予約販売】 申込完了後3日間 キャンセルなどが発生した場合、申込期間終了後も追加販売や再募集を行う可能性がある。その場合の案内は宗像市商工会が適切と判断する方法で行う。
9	使用期間	令和4年8月1日～令和5年1月31日
10	保有希望者の申込、発行・販売コイン数、払込方法	保有希望者（商品券の保有を希望する者であって、自らのスマートフォンにアプリ（利用者）をダウンロードできる者）は、アプリ（利用者）を通じて、プレミアム無償付与分を除き10,000コインを下限、100,000コインを上限に10,000コイン単位で申し込む。 【一次 予約・抽選方式の場合】 応募多数の場合には抽せんのうち、当せん者へ当選コイン数について1コイン＝払込金額1円+プレミアム無償付与分のコインをシステムを通じて発行・販売する。抽せん方法は、応募総額が発行総額以下の場合には、全応募者を当せんとし、応募総額が発行総額を超える場合には、応募者にランダムに1から整数を付番し、応募額を1番から順に加算し応募総額が発行総額以下となる最大の番号の応募者まで当せんとし、その次の応募者を落せんとする。当せん者は、コンビニエンスストアで当せんしたコイン数（プレミアム無償付与分を除く）と同数の金額（1コイン＝1円）をチャージすることで1コイン＝払込金額1円+プレミアム無償付与分のコインをシステムを通じて保有する。当せん者が期限までに払込を行わない場合には、当せん者の権利は失効する。 【二次 先着順方式の場合】 申込が受付された購入確定者へ当選コイン数について、1コイン＝払込金額1円+プレミアム無償付与分のコインをシステムを通じて発行・販売する。購入確定者はコンビニエンスストアで当せんしたコイン数（プレミアム無償付与分を除く）と同数の金額（1コイン＝1円）をチャージすることで1コイン＝払込金額1円+プレミアム無償付与分のコインをシステムを通じて保有する。当せん者が期限までに払込を行わない場合には、当せん者の権利は失効する。 応募総額に満たない分は保有希望を改めて受け付け、応募の先着順に当せんとし、応募総額が払込額と併せて募集総額以下となったときに保有希望の受付を終了する。さらに当せん者が期限までに払込を行わない場合には、当せん者の権利は失効し、前文の手続きを繰り返す。

11	取扱店、利用（保有者による取扱店への提示）期間	保有者は、発行者から指定を受けた取扱店（保有者との間で自己が指定した対象商品等（発行者の規約で認めるものに限る）について商品券を使用した取引を行う個人事業者及び法人）で商品券を利用できる。使用期間終了を持って未使用コインは失効する。
12	決済方法	保有者は、取扱店の確認の下、取扱店店頭に備えられたQRコードを自ら保有するスマートフォンにより読み取ること取扱店を認識し、取扱店が提供する財またはサービスの価額（含む消費税相当額、以下「商品券取引相当金額」という）に相当するコイン数を減じて決済する。なお、決済は上記一連の操作を相互で確認し、支払完了の表示を以て完了とする。提示する商品券の未利用残高が商品等の代金に満たない場合は、利用者は、原則として商品やサービスを受けることはできないものとする。但し、一部の取扱店では、不足額を現金または取扱店の指定する方法により支払うことにより商品やサービスを受けることができるものとする。
13	換金	商品券取引金額の換金は、宗像市商工会が定めた方法により、取扱店が取扱店登録の申し込み時に選択した商品券取引金額の以下の換金方法に基づき、取扱店が予め指定した預金口座に振り込む。なお、振込手数料については取扱店の負担とする。ただし、取扱店が予め指定した預金口座が筑邦銀行本支店もしくは福岡県信用組合本支店の場合は振込手数料について取扱店の負担は発生しない。 換金方法：商品券の発行日以降の毎月10日24時における取扱店毎の未換金の商品券取引金額相当額（*）の合計金額より振込手数料を差し引いた額を当月20日（当該日が休日の場合は翌営業日）に振り込む。ただし全店共通券、中小店専用券各々の合計金額が1万コイン未満の場合には振り込みは行わず、繰り越す。なお、換金最終回（1月11日～31日締め切り）は1千コイン以上で換金し、2月10日に発行者が振込手数料負担にて振り込む。また、1千コイン未満の場合は2月28日に発行者が振込手数料負担にて振り込む。 （*）商品券取引金額相当額は宗像市商工会が別に定める取扱店利用規約の第3条第5項に基づき取消または解除された商品券使用取引に係る商品券取引金額、第6条第2項または第4項に従い支払を要しない商品券取引金額、第6条第3項に基づき差引きを要する場合の差引金額の合計額を控除した残額とする。
14	払戻し	保有者は、商品券の発行を受けた後は、いかなる理由であっても払い戻しを受けることはできないものとする。
15	禁止事項	商品券の他人への譲渡、商品券にかかるシステム上の履歴の改竄、偽造などの不正行為。

以上

令和4年度むなかたPay取扱店利用規約

令和4年度むなかたPay取扱店利用規約（以下「本規約」といいます。）は、宗像市商工会（以下「発行者」といいます。）が、株式会社まちのわ（以下、「受任者」といいます。）に業務を委任して発行、販売、決済および換金（以下、単に「発行等」といいます。）するむなかたPay（以下、単に「商品券」といいます。）の利用ができる取扱店について、発行者と取扱店との間の契約関係を定めるものです。

受任者は発行等事務のうち電磁的方法による記録その他商品券の発行等にかかるシステム（以下、単に「システム」といいます。）構築および運行を「地域通貨プラットフォームサービス」を利用して発行等を行います。

発行者から取扱店としての登録を受けることを希望する者（以下「取扱店希望者」といいます。）は、本規約にご同意いただいた上で、発行者に対し、取扱店登録をお申込みいただく必要があります。取扱店希望者が取扱店の登録をお申込みいただいた場合、本規約等に同意したものとみなします。

（定義）

第1条 本規約において使用する以下の用語の定義は以下の通りとします。

用語	定義
1. むなかたPay	発行者が、受任者に事務委任して、発行等する電磁的方法により記録される前払式支払手段（商品券）であって、その発行等は、本規約および発行者が別途定める規約等の条件に従い、利用者が自らのスマートフォンにダウンロードした本アプリ（利用者）により読み込むことができる形でシステム上にコインが登録され、利用者が本アプリ（利用者）により取扱店においてQRコードを読み取り、取扱店の確認の下、利用するコイン数を入力することによりコイン利用が可能となる仕組みによるもの。
2. 取扱店	発行者から指定を受け、保有者との間で自己が指定した対象商品等（財やサービス、発行者の規約で認めるものに限る。）について商品券を使用した取引を行う個人事業者及び法人。
3. 利用者	商品券の保有者および保有希望者
4. 商品券使用取引	商品券の保有者が、取扱店において、商品券のコインと引き換えに、対象商品等を購入、借受またはサービスの提供を受ける取引
5. 商品券使用取引相当額	保有者が、取扱店が提供する財またはサービスの取得のために対価として保有しているコイン残高から減じられるコイン数に相当する金額（1コイン＝1円）。コイン残高に相当する金額が財またはサービスの価額に満たない場合にはコインで決済された分とする。
6. 本アプリ（利用者）	利用者が商品券の発行を受け、利用する目的で利用者のスマートフォン上で使用するアプリケーションソフトウェア
7. 取扱店画面	取扱店がログインして以下の操作をできる画面 ・店舗詳細の確認 ・利用履歴の確認 ・精算履歴の確認

（取扱店の登録）

第2条 取扱店希望者は、宗像市内に店舗を有する事業所とします。なお、店舗面積が1,000㎡以上の小売店舗、ショッピングセンター、ドラッグストア、ホームセンター、家電量販店に該当する業種の店舗は大型店とし、それ以外を中小店と区分します。また、本店や本部等が市外にある場合は、市内店舗のみを対象とします。

- 取扱店希望者は、本規約及び要綱等の内容を理解し、承諾の上、発行者に対して書面により取扱店登録を申込みものとします。取扱店希望者は、発行者に対して、申込み時に記載または提供した情報が正確かつ最新の内容であることを確認するものとします。
- 取扱店希望者が前項の申込みをした場合、発行者は、取扱店の登録審査を行います。発行者は、当該取扱店希望者に対して、当該取扱店希望者を取扱店として登録することを認めない場合に限り登録拒否の通知をします。
- 発行者と取扱店との間の契約は、発行者が前項に従って申込みを承諾したときに成立するものとします。

- 取扱店は、第1項に従い提供した情報について変更がある場合には、速やかに、システムへの入力その他発行者が指定する方法により、変更後の情報を登録または発行者に対し通知するものとします。
- 取扱店は、期間の途中で商品券の取り扱いを停止する場合、発行者へ事前に申請するものとします。
- 取扱店の登録料は、発行団体の会員は無料、非会員は参萬円(税込)を徴収します。

（商品券使用取引）

- 第3条 取扱店は、本利用規約及び要綱に従い、保有者との間で、商品券使用取引を行うことができるものとします。
- 取扱店は、自ら店頭において店頭に表示した自店を識別するQRコードを、保有者に保有者のスマートフォン上の本アプリ（利用者）により読み取らせ、取扱店が提供する財またはサービスの価額（含む消費税相当額）に相当するコイン数を保有者に入力させることで決済させます。提示する商品券の未利用残高が商品等の代金に満たない場合は、利用者は、原則として商品やサービスを受けることはできません。ただし、一部の取扱店では、取扱店の判断により不足額を現金または取扱店の指定する方法により支払うことにより商品やサービスを受けることができるものとします。
 - 取扱店は、次項に定める場合のほか、保有者からの商品券使用取引の申込みを拒絶してはならないものとします。ただし、店舗が定める商品券使用取引の対象となる商品又はサービスがある場合は、その旨を利用者へ明示しておかなければなりません。
 - 取扱店は、保有者から商品券使用取引の申込みを受けた場合であっても、以下のいずれかに該当する場合、商品券による決済を行ってはならないものとします。
 - 保有者から第8条第1項に定める対象商品等以外の商品又はサービスについて、商品券による決済を求められた場合。
 - 保有者から、本アプリ（利用者）の複製物による決済の申込みを受けた場合
 - 偽造若しくは変造された本アプリ（利用者）を提示された場合
 - 第1号ないし第3号に該当すると疑われる場合
 - 発行者から、商品券使用取引の中止を求められた場合
 - 取扱店は、法令に基づき売買契約の取り消し、解除等が認められる場合を除き、商品券使用取引を取消し、または解除しないものとします。保有者が取扱店から返金を受ける必要がある場合、取扱店は、自らの責任において対応を行うものとします。
 - 発行者は、その裁量により、いつでも商品券市商取引の内容の全部又は一部を変更、停止、または中止することができるものとします。

（取扱店の販促物掲示等）

第4条 取扱店は、発行者所定の販促物等（ポスターを含みますが、これに限られないものとします）を、発行者（受任者または再受任者を含む）の指示に従って掲示または表示するものとします。

（商品券取引金額の換金）

- 第5条 商品券取引金額は、第3条第2項に定める保有者による操作が本システムに反映された時点で確定するものとします。
- 商品券取引金額の換金は、受任者が、発行者が定めた本規約及び要綱等による換金方法に基づき、取扱店が予め指定した預金口座に振り込みます（振込手数料は取扱店の負担とします）。

自動的に精算する方法: 商品券の発行日以降の毎月10日24時における取扱店毎の未換金の商品券取引金額相当額(*1)の合計金額より振込手数料を差し引いた額を当月20日（当該日が休日の場合は翌営業日）に振り込みます。ただし、全店共通券、中小店専用券各々の合計金額が1万コイン未満の場合には振り込みは行わず、繰り越します。なお、換金最終回(1月11日～31日締め切り)は1千コイン以上で換金し、2月10日に発行者が振込手数料負担にて振り込みます。また、1千コイン未満の場合は2月28日に発行者が振込手数料負担にて振り込みます。

(*1) 商品券取引金額相当額は宗像市商工会が別に定める取扱店利用規約の第3条第5項に基づき取消しまたは解除された商品券使用取引に係る商品券取引金額、第6条第2項または第4項に従い支払を要しない商品券取引金額、第6条第3項に基づき差引きを要する場合の差引金額の合計額を控除した残額とします。

- いずれの場合でも、発行者の預金口座の残高が、換金請求額に満たない場合には、受任者は振り込みを行いません。
- 取扱店の換金手数料は、商品券取引金額に発行団体の会員は1%、非会員は3%を乗じた額(税込)とします。

ただし、令和4年度の換金手数料はコロナ対策支援を目的に会員は無料、非会員は1%を減じ2%を乗じた額(税込)とします。

- 5 振込額の内訳及び手数料の明細については、受任者が提供するシステムで確認し、表示画面を以って証拠とするため、システムによる表示画面以外、明細書等の証拠は発行しません。

(不正な商品券使用取引の処理)

- 第6条 取扱店が第3条第4項第1号ないし第5号のいずれかに該当する商品券使用取引の申込みを受けたとき、または同項各号のいずれかに該当する場合において商品券使用取引を行ったことが判明したときは、取扱店は、発行者に対しその旨を直ちに通知するとともに、発行者が行う調査に協力するものとします。
- 2 取扱店が第3条第4項第1号ないし第3号および第5号のいずれかに該当するにもかかわらず商品券使用取引を行った場合、発行者は、取扱店に対し、当該商品券取引にかかる金額を支払う義務を負わないものとします。
- 3 前項に規定する場合で、発行者が取扱店に対し当該商品券使用取引にかかる金額を支払済みであるときは、取扱店は、発行者に対し、当該金額を返還しなければならないものとします。かかる返還の方法は、当該商品券使用取引の翌週以降の適当な商品券取引金額から当該商品券使用取引にかかる金額を差し引く方法によります。翌月以降において金額の差引支払ができないときは、取扱店は、当該未返還額を発行者による請求に従い、支払うものとします。
- 4 取扱店が第3条第4項第5号に該当するにもかかわらず商品券使用取引を行ったと発行者が判断した場合、または取扱店が第1項に定める通知若しくは調査への協力を怠った場合、発行者は、取扱店に対し、当該商品券使用取引にかかる金額の支払を拒絶することができるものとします。なお、当該商品券使用取引が第3条第4項第1号ないし第3号に該当しないことが判明した場合、発行者は、取扱店に対し、当該商品券使用取引にかかる金額を、直近の商品券取引金額に上乘せする方法により支払うものとし、遅延損害金は発生しないものとします。対応する商品券使用取引がない場合、発行者は、その週が属する月の翌月末日までに商品券取引金額を支払うものとします。

(クレーム対応等)

- 第7条 取扱店は、対象商品等に関連して、利用者または第三者からクレームを受けた場合、本契約期間中ももとより本契約終了後においても、自己の責任において対応し解決を図り、クレームの再発防止のために必要な措置を講じるものとし、発行者、受任者および再受任者にいかなる迷惑もかけないものとします。
- 2 取扱店は、前項のクレームを解決するにあたって、利用者または第三者の意向を十分尊重して速やかに対応するものとします。
- 3 取扱店は、対象商品等に関連して、法令違反または行政処分等の対象となることが認められ、またはそのおそれがあると認めるときは、その内容および経過を発行者所定の方法で、発行者に対して報告するものとします。また、発行者が前二項のクレーム対応上または本項に定める法令違反等の事由により、利用者へ通知、プレスリリースまたは自主回収などを行う場合には、事前に発行者にその内容を通知するものとします。

(禁止事項及び遵守事項)

第8条 取扱店は商品券使用取引の利用に際して、以下に記載する行為を行ってはならない。

- (1) 法令、裁判所の判決、決定もしくは命令、または法令上拘束力のある行政措置に反する行為
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある行為
- (3) 第三者に取扱店の地位の譲渡、貸与その他の処分をする行為
- (4) 発行者が指定する商品券使用取引を使用できない(i)～(x)の商品又はサービスに対して商品券で決済する行為
 - (i) 金券類(商品券、ギフト券、ビール券、図書券、官製はがき、切手、印紙、回数券、プリペイドカード等)
 - (ii) たばこ等、法律で販売価格が決まっているもの
 - (iii) 金融商品(有価証券、保険商品等)
 - (iv) 宝くじ、ギャンブル性のあるサービス
 - (v) 家賃・地代、不動産取引、駐車場料金
 - (vi) 医療費(医療保険適用のある診察代、薬代、介護保険等)

- (vii) 税金
- (viii) 公共料金(電気料金、ガス代、水道料金、電話料金、通信料等)
- (ix) 振込用紙による支払い、換金性の高いもの、公序良俗に反するもの等
- (x) その他(消費喚起が見込まれないもの、商品券の趣旨にそぐわないもの等)

- (5) 経営者が自身の経営する店舗の商品又はサービスに対する支払い
- (6) 事業用の仕入、資産の購入など事業用の取引に対する支払い
- (7) 商品券の使用期間開始前に提供された商品又はサービスに対する支払い
- (8) 商品券の使用期間終了後に提供された商品又はサービスに対する支払い
- (9) 新聞の定期購読代など契約により定期的な支払いが決まっている商品又はサービスに対する支払い
- (10) 現金との換金又は引換え、出資や債務の支払い
- (11) その他発行者が不適当と判断する行為

2 発行者は、取扱店が前項に違反したと判断した場合、事前に取扱店に通知することなく、以下のいずれか、またはすべての制裁措置をとることができます。

- (1) 本契約の解除
- (2) その他、発行者が必要かつ適切と判断する措置

3 取扱店は、発行者が商品券利用促進のために、印刷物、電子媒体等に取扱店の名称および所在地等を掲載する旨の申入れをした場合、これに協力するものとします。

4 取扱店は、発行者から提供を受けた取扱店の情報を録したQRコード(QRコードが表示された紙面その他の媒体を含みます。以下本条において同じ。)を適切に維持・管理し、商品券使用取引終了後は、これを適切な方法で廃棄しなければなりません。

5 取扱店は、発行者から提供を受けた取扱店の情報が登録されたQRコードを受領し、商品券取引が開始された後は、利用者からの商品券の利用に応じなければなりません。

6 取扱店は、発行者が別途書面により事前に承諾した場合を除き、本契約に基づいて行う業務を第三者に委託することができないものとします。

(秘密保持義務)

第9条 取扱店は、本規約及び要綱等に関連して知り得た情報、その他相手方の機密に属すべき一切の事項(以下「秘密情報」といいます。)を第三者に漏えい・開示・提供してはならないものとします。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合および法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合には、その請求に応じる限りにおいて、相手方への事前の通知(ただし、法令等の定めにより事前に通知を行うことが許容されない場合には事後速やかな通知)を行うことを条件として、開示することができるものとします。

2 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。

- (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
- (2) 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
- (3) 開示の時点で公知の情報
- (4) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

(個人情報の取り扱い)

第10条 取扱店は、本規約及び要綱等の履行および商品券使用取引において、個人情報(個人情報の保護に関する法律

第2条に定義される意義を有するもの)を取り扱う場合、法令、ガイドライン等を遵守するものとし、当該個人情報を機密事項としてその保護するとともに、これを本業務以外の目的に利用してはならないものとします。

2 取扱店が、本契約の遂行または商品券使用取引のために個人情報を取得するときは、その利用目的を明確にし、その利用目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならないものとします。

- 3 取扱店は、本規約及び要綱等の履行または商品券使用取引により取得した個人情報（以下「個人情報」といいます。）の取扱いに当たっては、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、適切な安全管理措置を講じなければならないものとします。
- 4 取扱店は、本個人情報を、本規約及び要綱等の履行または商品券使用取引の実施の目的に必要な範囲を超えて複製、複製、改変、加工等してはならないものとします。
- 5 取扱店は、本個人情報の取扱記録を作成し、発行者から要求があった場合、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとします。また、発行者は、取扱店の本個人情報の取得、取り扱いまたは管理状況を調査するため、取扱店に事前に通知したうえで取扱店の事務所等に立ち入ることができるものとし、この場合、取扱店は、発行者の調査に協力するものとします。
- 6 取扱店は、本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、直ちに発行者に書面にて報告するとともに、本人からの苦情への対応等を発行者と協議し、発行者の指示に従って適切な措置を講じるものとします。取扱店は、発生した事故の再発防止策について検討し、その内容を発行者に対し書面にて報告するとともに、発行者と協議のうえ決定した再発防止策を取扱店の責任と費用負担で講じるものとします。
- 7 取扱店は、本規約及び要綱等に違反または本取得個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故が発生し、発行者が本人若しくは第三者から請求を受け、または発行者と本人若しくは第三者との間で争訟が発生した場合、取扱店の責任および費用負担をもってこれらに対処し解決するものとします。取扱店は、本規約及び要綱等に違反または本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故により、発行者が損害を被ったときは、発行者に対して当該損害を賠償しなければならないものとします。

（契約期間）

- 第11条 本契約は、第2条第3項に基づく本契約の成立時に効力を生じ、令和5年2月28日まで有効とします。
- 2 取扱店は、本契約を終了する旨の通知をする場合、発行者の指定する書式および方法にて行うものとします。
- 3 前各項の定めにかかわらず、本システム利用規約が理由の如何を問わず終了したときは、本契約も当然に終了するものとします。また、この場合、取扱店は本契約の終了による損害の補償等を発行者に請求することはできないものとします。

（解約）

- 第12条 取扱店は、解約日の1週間前までに、発行者所定の方法により書面により申し入れることにより、本契約を解約することができます。
- 2 発行者は、解約日の1週間前までに取扱店に書面その他の適当な方法により申し入れることにより、本契約を解約することができます。

（解除）

- 第13条 発行者は、取扱店が以下のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしに本契約を解除することができます。
 - (1) 本規約及び要綱等に違反したとき
 - (2) 取扱店が発行者の定める登録基準を充足しないとき
 - (3) 手形または小切手の不渡りが発生したとき
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申立てを受けたとき
 - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算手続開始の申立てがされたとき
 - (6) 取扱店の信用状態に重大な変化が生じたとき
 - (7) 解散または営業停止状態となったとき
 - (8) 発行者による連絡が取れなくなったとき
 - (9) 販売方法、商品等、その他業務運営について行政当局による注意または勧告を受けたとき
 - (10) 取扱店に対してクレームが頻発し、発行者が取扱店に対して必要な措置を講ずることを求めたにもかかわらず、取扱店が必要な対応を行わないとき
 - (11) 販売方法、商品等、その他業務運営が公序良俗に反し、取扱店にふさわしくないと発行者が判断したとき
 - (12) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると発行者が判断した場合
 - (13) その他発行者が取扱店と本契約の継続が困難であると判断した場合
- 2 本条に基づき本契約が終了した場合でも、発行者は、取扱店に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他

取扱店に生じた損害につき一切責任を負いません。

（契約終了時の処理）

- 第14条 本契約が終了した場合、その理由の如何を問わず、取扱店は、直ちに商品券使用取引を停止します。
- 2 本契約終了時に本契約に基づく未履行の債務がある場合には、当該債務についてはその履行が完了するまで本契約が適用されます。
- 3 本契約終了後も、第6条（不正な商品券使用取引の処理）、第7条（クレーム対応等）、第8条（禁止事項及び遵守事項）第4項および第6項、第9条（秘密保持義務）、本条（契約終了時の処理）、第16条（責任の制限、損害賠償、費用負担）、第17条（連絡、通知）、第19条（権利の譲渡等）、第20条（協議）、第21条（準拠法、管轄裁判所）の各規定については、その効力が存続するものとします。

（反社会的勢力との取引拒絶）

- 第15条 取扱店は、その親会社、子会社等の関連会社並びにそれらの役員、従業員等（以下あわせて「取扱店等」といいます。）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 取扱店は、取扱店等が自らまたは第三者を利用して、発行者または第三者に対し、次の各号事由に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて第三者の信用を毀損し、またはその業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 発行者は、取扱店等が前二項に違反している疑いがあると判断した場合、直ちに本契約および発行者と取扱店間に存在する他の契約の全部若しくは一部の履行を停止し若しくは契約を解除し、またはその取扱店の全部または一部の登録を抹消することができるものとします。
- 4 発行者は、本条の解除等により、取扱店に生じた一切の損害について賠償する責任を負わないものとします。

（責任の制限、損害賠償、費用負担）

- 第16条 取扱店は、取扱店と利用者との間で、対象商品等に関して紛争が生じた場合には、すべて取扱店の責任と負担において解決するものとします。
- 2 発行者は、取扱店と利用者その他の第三者との間の紛争について、一切の責任を負いません。また、これらの紛争について、取扱店の同意を得ることなく、当該利用者または第三者に対し当該紛争に関する情報提供その他の援助を行うことができます。
- 3 発行者は、商品券使用取引の提供に関し、取扱店に対して逸失利益、その他の特別の事情による損害の賠償責任を負いません。これは、発行者がかかる特別な事情が発生する可能性を通知され、または知るべきであった場合であったか否かに関わりません。
- 4 取扱店が、本規約及び要綱等に違反し、発行者に損害を与えた場合、取扱店はその損害を賠償しなければなりません。

（連絡、通知）

- 第17条 本契約に関する発行者から取扱店への通知は、書面、取扱店が本契約に関する通知先として登録した電話番号への架電若しくはメッセージの送信若しくは電子メールアドレスへの電子メールの送信、商品券

- にかかるとかかるウェブサイトへの掲載またはその他発行者が適当と認める方法により行われるものとし、
- 2 前項の通知が電話番号へのメッセージの送信または電子メールアドレスへの電子メールの送信の方法により行われる場合には、発行者が前項に定める電話番号または電子メールアドレスに通知を発送した時点で通知が完了したものとみなします。
 - 3 第1項の通知が商品券にかかるウェブサイトへの掲載の方法により行われる場合には、その掲載をもって通知が完了したものとみなします。
 - 4 取扱店は、発行者に連絡する場合、発行者が指定するコールセンターへ連絡を行うものとし、

(本規約等の変更)

第18条 発行者、受任者および再受任者は、その裁量により、民法548条の4にしたがって本規約等を変更することができるものとします。発行者、受任者および再受任者は、本規約等を変更した場合には、所定のウェブサイト等への掲載その他発行者が適切であると判断する方法により、取扱店に対して、本規約等を変更する旨および変更後の内容ならびにその効力発生時期を通知連絡するものとし、その効力は効力発生時期から生じることとし、

(権利の譲渡等)

第19条 取扱店は、本契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、担保差入れその他形態を問わず処分することはできないものとします。

(協議)

第20条 本規約に定めのない事項または本規約の解釈に生じた疑義について、発行者および取扱店は、誠実に協議して解決を図るものとし、

(準拠法、管轄裁判所)

第21条 本契約に関する訴訟については、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
2 本契約の成立、効力、履行および解釈については日本法に準拠するものとし、

以上